

『明実録』の琉球史料(二)

目次

はじめに	1
凡例	6
参考文献	8
原文篇	
英宗実録	宣徳十年(一四三五)―正統十四年(一四四九)……………13
	正統十四年(一四四九)―景泰七年(一四五六)……………17
	天順元年(一四五七)―天順七年(一四六三)……………20
憲宗実録	天順八年(一四六四)―成化二十二年(一四八六)……………22
孝宗実録	成化二十三年(一四八七)―弘治十七年(一五〇四)……………27
武宗実録	弘治十八年(一五〇五)―正徳十五年(一五二〇)……………30
世宗実録	嘉靖元年(一五二二)―嘉靖四十四年(一五六五)……………32
訳文篇	
英宗実録	……………41
憲宗実録	……………53
孝宗実録	……………59
武宗実録	……………63
世宗実録	……………65

注
积
篇

英宗実録	75
憲宗実録	98
孝宗実録	108
武宗実録	115
世宗実録	117

『明実録』の琉球史料(二)

和田久徳・池谷望子
内田晶子・高瀬恭子

はじめに

今回の『明実録』の琉球史料(二)は、十五世紀前半の英宗から、十六世紀後半の世宗まで、ほぼ百二十年間の記事を扱っている。この間の琉球国王は、尚巴志・尚忠・尚思達・尚金福・尚泰久・尚徳・尚円・尚真・尚清・尚元の十人である。記事の全項目は二百余に及ぶが、その大半は通常の進貢や謝恩・慶賀の進貢で、加えて、補貢を請うもの、⁽¹⁾国子監への入学を請うもの、⁽²⁾官生への頒賜を記すもの、⁽³⁾官生の帰国を請うもの⁽⁴⁾などがある。

ここでは、それ以外の記事について、内容を大まかにまとめた上で若干の説明を行いたい。

洪武・永楽・宣徳期に、琉球は一年一貢、時には一年に数回の進貢を行ったが、成化十一年(一四七五)には二年一貢を命じられた。⁽⁵⁾これに対し、尚円・尚真是旧制に戻してほしいむね

の請願を四回も行っている。⁽⁶⁾その結果、正徳二年(一五〇七)には一年一貢が許されたが、⁽⁷⁾嘉靖元年(一五二二)には再び二年一貢となった。⁽⁸⁾琉球に対し二年一貢を定めた理由として明側があげているのは、蔡璟の禁を犯しての蟒龍羅衣の縫製⁽⁹⁾、成化十年(一四七四)の進貢使の、福建における殺人放火事件⁽¹⁰⁾であるが、このほかに琉球人の不祥事として記載されているものに、会同館門外での西蕃の進貢使との間の暴力事件、⁽¹¹⁾福建の武官への贈賄、⁽¹²⁾中央の文官への贈賄⁽¹³⁾がある。

また、祖が福建の出身であると称して、死んだ父母に封贈を請い却下された記事や、⁽¹⁴⁾進貢に来たまま中国に定住して中には正式に戸籍に登録されている者があると報告している記事⁽¹⁵⁾がある。この事例は、琉球に渡来した閩人が、実際にもまた意識の上でも中国と結ばれ続けていることを示すものであろう。

一方、明側の琉球進貢使に対する処遇の変更は、次の項目に見ることができる。赴京の人数について、成化十八年(一四八

(二)に、従来、四、五十人から六、七十人だったものを、五、七人から十五人までとする⁽¹⁶⁾、とあり、弘治三年(一四九〇)には、近ごろ二十五人が赴京しているが、五人を増す⁽¹⁷⁾、とある。会同館において従来、琉球と朝鮮のみは出入りに制限が無かったのが、他国なみに五日に一回とされたほか、館で商売する中国商人が限定されたのは弘治十四年(一五〇一)で、嘉靖十三年(一五三四)に外出制限のみは廃止された⁽¹⁹⁾。進貢使に随行する通事が廃止されたのは弘治十一年(一四九八)である⁽²⁰⁾。

福建における進貢使節団に対する食糧供給の具体的事例や、浙江から貢期でない入貢をした際の処遇の例もみられる。興味深いのは弘治十四年(一五〇一)の記事である。琉球人が附搭貨を売却して希望の商品を購入しようとする際に、福建布政司の官や市舶太監などが中国商人と結んで、銀を無理貸したりマージンを取ったりしている実態がうかがえる⁽²³⁾。海禁下にかかわらず、中国商人が琉球まで商売に赴いていたことを示す三つの実例も記されている⁽²⁴⁾。

海船の賜与は正統四年(一五〇九)・正統九年にみられるが、以後は自費による建造や修理・購入となる。建造は景泰元年(一四五〇)から嘉靖十九年(一五四〇)までに五回⁽²⁶⁾、修理は二回⁽²⁷⁾みられる。購入は嘉靖三十四年(一五五五)が初出で、嘉靖三十七年には、以後毎年奏請せず⁽²⁹⁾に購入することが許されている⁽³⁰⁾。一方、造船が許可されなかったり、工部の奏請で賜与が許され

たにもかかわらず、福建の官が命に従わなかった記事⁽³¹⁾がある。

琉球船の遭難には、爪哇に行く途中、マストが折れて福建に入港し、修理を許されて帰国した例⁽³²⁾や、マラッカへの途次に船が転覆し、海南島に百五十余人が漂着した例⁽³³⁾、進貢船が広州に漂着した例⁽³⁴⁾があり、あとの二例の人々は福建に送られ、進貢船に同乗して帰国した。占城に漂着した琉球人が、占城の安南攻撃に使役されたと安南王が述べている珍しい事例⁽³⁵⁾もみられる。

冊封については、すべての国王に冊封使派遣の記事があるが、冊封の詔・勅を記すのは、尚忠⁽³⁶⁾・尚思達⁽³⁷⁾・尚泰久⁽³⁸⁾・尚徳⁽³⁹⁾の四人で、尚忠・尚思達あては『歴代宝案』にもないものである。結状を添えて請封しているのは、実際にはそれより遡る可能性はあるが、文献としては嘉靖十一年(一五三二)の尚清⁽⁴⁰⁾が初見である。

冊封使に対する宴金は、尚忠の冊封使余忭が独断で受領して罰せられたため⁽⁴¹⁾、以後皇帝に上聞した。皇帝が受領させたものに尚真の冊封使董旻らと尚清の冊封使陳侃ら⁽⁴³⁾があり、受領させなかったものに尚元の冊封使郭汝霖ら⁽⁴⁴⁾がある。単に、琉球よりの品を皇帝に献上したことを記すのが尚円の冊封使韓文の場合⁽⁴⁵⁾である。

ほかに、陳侃が『使琉球録』を史館に収めるよう願った記事⁽⁴⁶⁾や、冊封使への冠服賜与の実際を示す成化七年(一四七二)の

(47) 例がある。世子の命を受けたと称する蔡廷会が、冊封使をわずらわさず自ら詔冊を持ち帰ることを申し出たのは嘉靖三十九年(一五五八)のことである。(48)

このほかの記事をいくつかあげると、正統二年(一四三七)には冠服を自国で製することが許され、大統暦も新年に間に合うよう福建で給与されることとなり、(49)のちには賜わった絹で他の物を買うことが許された。(50)しかし銅銭の給賜だけは許可されなかった。(51)

また、倭寇による捕虜や漂流の中国人を返還して、多大の賞賜を得た記事がある。(52)

琉球が明と日本との仲介をする記事もある。嘉靖四年(一五二五)には、寧波の乱を起こした宗設らを中国に引き渡すよう命ずる勅を日本に転諭することが求められた。(53)嘉靖九年には、その回答にあたる足利義晴の表文を託された結果、再び日本への転諭を命じられた。(54)嘉靖三十九年には、倭寇鎮圧に関する転諭の記事がある。(55)

一九七〇年代はじめに和田久徳によって『明実録』中の琉球記事が紹介されて以来、琉球中世史研究において『明実録』は大いに活用されるようになった。しかしここで今一度『明実録』の史料的性格を明らかにしておく必要があると思われる。

まずその同時代性にすぐれて大きな特徴があるのはいうまでもなく、その原資料に、起居注のほかに当時の官公署の文書などが用いられていることは重要である。

一方で、利用に際しては以下の点に充分に留意する必要がある。琉球の場合に即していえば、原資料となる文書は主に琉球国や福建の地方官などから中央への公式報告である。報告にふさわしくない事実は省かれたり、曖昧にされたり、場合によっては改変されたりすることがある。

さきあげた進貢に來た琉球人が中国に定着したとする記事や、福建の官憲による中国商人と結託しての琉球人収奪の記事は、そうした一種の改変や婉曲的表現を用いた例といえる。『歴代宝案』の「一八〇七」はその特徴的な例である。王銀詐取事件に福建の官憲が関わっていることを指摘し訴える咨文であるが、婉曲の度が過ぎて、現代ではほとんど意味がくみとれなほほどである。

こうした公式報告が中央の官によって、皇帝一代の残すべき記録として整理されたのが『明実録』なのである。ありのままの事実が素朴に綴られたものではない。琉球国における三山統一のことが『明実録』にないのは、こうした事情によるものであり、第一尚氏から第二尚氏への王統の交替も、書式のととのった公式文書さえ存在すれば、(56)事実関係を問う必要はなく、通常の嗣位として扱われている。その点で注目すべき記事に、布

里と志魯の乱に関する尚泰久の上奏がある。⁽⁵⁷⁾ この条はそのまま琉球の史書に引用され、史実として定着しているが、こうした『明実録』の特性をふまえ、条文を注意深く読めば、異なる解釈が可能となる。

『明実録』はまた、厩大な記録を扱う故に、特に問題のない場合は、記述が簡略化、定形化される特性を持っている。進貢記事もそうであって、今一つの同時代史料『歴代宝案』とつき合わせて得られる収穫は大きく、それは他の記事に関しても同様である。我々は注において、関連する『歴代宝案』の記事の紹介に努めたが、この小冊子が『明実録』と『歴代宝案』とを有機的に読み解き、より正確な歴史像を得るための一つの媒介となることを希望するものである。

(高瀬記)

注

- (1) 孝宗 (一九) 弘治十七年
- (2) 憲宗 (三九) 成化十八年・武宗 (七) 正徳五年・世宗 (三〇) 嘉靖二十九年
- (3) 世宗 (七) 嘉靖五年
- (4) 憲宗 (四四) 成化二十二年・世宗 (九) 嘉靖九年・世宗 (二四)

嘉靖二十二年・世宗 (三三) 嘉靖三十四年

- (5) 憲宗 (二四) 成化十一年
- (6) 憲宗 (二九) 成化十三年・憲宗 (三三) 成化十四年・憲宗 (三七) 成化十六年・憲宗 (四〇) 成化十八年
- (7) 武宗 (二) 正徳二年
- (8) 世宗 (二) 嘉靖元年
- (9) 憲宗 (一五) 成化七年
- (10) 憲宗 (二四) 成化十一年
- (11) 英宗 (四七) 正統十三年
- (12) 憲宗 (一一) 成化六年
- (13) 世宗 (二七) 嘉靖二十六年
- (14) 憲宗 (八) 成化五年
- (15) 憲宗 (二〇) 成化八年
- (16) 憲宗 (四二) 成化十八年
- (17) 孝宗 (七) 弘治三年
- (18) 孝宗 (一四) 弘治十四年
- (19) 世宗 (一四) 嘉靖十三年
- (20) 孝宗 (一一) 弘治十一年
- (21) 英宗 (二〇) 正統四年
- (22) 孝宗 (二) 弘治元年・孝宗 (三) 弘治元年
- (23) 孝宗 (一五) 弘治十四年
- (24) 英宗 (二六) 正統三年・英宗 (六四) 景泰三年・世宗 (二二)

嘉靖二十一年

- (25) 英宗 (一九) 正統四年・英宗 (三二) 正統九年
- (26) 英宗 (五六) 景泰元年・憲宗 (四三) 成化二十年・孝宗 (二七) 弘治十五年・武宗 (四) 正德二年・世宗 (二〇) 嘉靖十九年
- (27) 英宗 (七四) 景泰六年・憲宗 (二二) 成化九年
- (28) 世宗 (三二) 嘉靖三十四年
- (29) 世宗 (三六) 嘉靖三十七年
- (30) 英宗 (五八) 景泰二年
- (31) 英宗 (三九) 正統十一年
- (32) 英宗 (二四) 正統六年
- (33) 孝宗 (一八) 弘治十六年
- (34) 憲宗 (九) 成化五年
- (35) 憲宗 (三〇) 成化十四年
- (36) 英宗 (二六) 正統七年
- (37) 英宗 (四四) 正統十二年
- (38) 英宗 (七五) 景泰六年
- (39) 英宗 (九〇) 天順六年
- (40) 世宗 (一一) 嘉靖十一年
- (41) 英宗 (三四) 正統九年
- (42) 憲宗 (三五) 成化十六年
- (43) 世宗 (一七) 嘉靖十四年
- (44) 世宗 (四二) 嘉靖四十一年
- (45) 孝宗 (二二) 弘治十二年
- (46) 世宗 (二六) 嘉靖十四年
- (47) 憲宗 (二七) 成化七年
- (48) 世宗 (四〇) 嘉靖三十九年
- (49) 英宗 (一二) 正統二年
- (50) 英宗 (五二) 正統十四年
- (51) 英宗 (八四) 天順三年・憲宗 (二二) 成化十年
- (52) 世宗 (三六) 嘉靖三十七年・世宗 (四四) 嘉靖四十二年・世宗 (四六) 嘉靖四十四年
- (53) 世宗 (六) 嘉靖四年
- (54) 世宗 (九) 嘉靖九年
- (55) 世宗 (三九) 嘉靖三十九年
- (56) 憲宗 (一三) 成化七年
- (57) 英宗 (七〇) 景泰五年

凡例

原文篇

一、本篇は台北の中央研究院歴史語言研究所によって影印公刊された『国立北平図書館蔵紅格明実録鈔本』について、英宗から世宗までの実録のうち、琉球に関する記事を抄出し編纂したものである。

一、編次は各朝実録によって年代順にし、抄出した記事には、各朝ごとに頭番号を付した。各実録に存する巻数は記さずに省いた。

一、抄録にあたっては原本の体裁内容を存することを原則としたが、下記の改変を行なった。

① 明らかかな誤字・脱字・衍字の類は、影印本付録の『明実録校勘記』によって訂正した。訂正した字句には、その右傍に○印を付した。『明実録校勘記』に記載のない場合でも、訂すべきと考えられる字句には、右傍の（ ）内にその意を注記した。

② 異体字・俗字・略字の多くは、正字あるいは通用の字体に改めた。誤解のおそれがない場合は、印刷の便宜上、原本

の正字などにかえて略字体を使用したこともある。また同義の字は通用の字体に統一した場合がある。

(例 姪↓姪、鞞↓靴、裡↓裏、襪↓鞵)

③ 敬避のための空格の類は、これをやめて普通の記載とした。

④ 採録した記事の中で、琉球と直接には関係のない内容の部分は、これを省略した場合がある。省略した部分は点線符号で示した。

⑤ 記事の係わる年月・干支について、初出の年次の下の（ ）内に西暦年数を示し、干支の下の（ ）内には当該月の日数を示した。ただし同一年次であってもその年末などにおいて西暦が変る場合があるが、それについてはふれず、一律に示している。

⑥ 各記事には句読点を施した。

訳文篇

訳文は次の通りとした。

① いわゆる読み下し文とする。

② 現代仮名遣いを用いる。

③ 原文の漢字はなるべく残す。

④ 異体字・俗字などは原則として正字（常用漢字を含む）あ

- るいは通用の字体に改め、同義の字は通用の字体に統一したことがある（例 賚・賚↓齎、敕・勅↓勅、舡↓船）。
- ⑤ 明らかな誤用は注記せずに正しい字に改めた場合がある（例 瓜哇↓爪哇）。

注 釈 篇

注釈は次の通りとした。

- ① 各朝実録ごとに注番号を付す。
- ② 同一語・同一事項は注として再記しない。
- ③ 訳注全般に参照した辞書・文献は以下の通りである。これらについては個別に辞典を注記しない。ただし必要な場合には（ ）内に示した略称によつて注記する。なお個々に参照した研究書・論文等については当該の個所に記すにとどめる。

参考文献

() 内は略称

中華書局本 一九八七年

諸橋轍次著『大漢和辞典』 大修館書店 一九八四年修訂版

中文大辞典編纂委員会編『中文大辞典』 台北 中国文化大学

出版部 一九七三年

漢語大詞典編輯委員会漢語大詞典編纂処編『漢語大詞典』 漢

語大詞典出版社 一九八五—一九八四年

愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』 大修館書店

一九八六年増訂版

『アジア歴史事典』 平凡社 一九五九—一九六二年

『沖繩大百科事典』 沖繩タイムス社 一九八三年(『大百科』)

譚其驥主編『中国歴史地図集』 第七冊 元・明時期』 上海

地図出版社 一九八二年

『福建省地図冊』 福建省地図出版社 一九九〇年

臧励蘇等編『中国古今地名大辞典』 商務印書館 一九三一年

青山定雄著『読史方輿紀要索引中国歴代地名要覧』 一九三三

年 省心書房影印本 一九七四年

国立中央図書館編『明人傳記資料索引』 台北 文史哲出版社

一九六五—一九六六年(『明人伝記』)

田継綜編『八十九種明代伝記綜合引得』 一九三五年 北京

『歴代宝案 校訂本』 第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九

二年(『宝案』)。なお『明実録』と関連する記事はすべて第

一集にあるので、引用にあたっては第一集を省略し、例えば

一卷一号文書の場合は(〇一〇一)とする。

『歴代宝案 訳注本』 第一・二冊 沖繩県教育委員会 一九九

四年、九七年(『宝案 訳注本』)

李東陽等修『大明会典』 正徳四年(一五〇九)刊 汲古書院

影印本 一九八九年(『正徳会典』)

申時行等修『大明会典』 万曆十五年(一五八七)刊 北京

中華書局活字本 一九八八年(『万曆会典』)

張廷玉等撰『明史』 北京 中華書局標点本 一九七四年

和田清編『明史食貨志譯註』 東洋文庫 一九五七年

陳侃『使琉球録』 嘉靖十三年(一五三四) 自序 国立北平図

書館善本叢書第一集 嘉靖間原刊本影印

郭汝霖『使琉球録』 嘉靖四十年(一五六一) 自序 アメリカ

議会図書館蔵本

蕭崇業『使琉球録』 万曆七年(一五七九) 自序 台湾 学生

書局 一九六九年

夏子陽『使琉球録』 万曆三十四年(一六〇六) 自序 台湾

学生書局 一九六九年

胡靖『杜天使冊封琉球真記奇観』 崇禎年間 『那覇市史 資

料篇第一卷三 冊封使錄關係資料』 一九七七年

汪楫『中山沿革志』 康熙二十三年（一六八四）自序（東洋文

庫藏『勅撰奉使錄』所收）

高岐『福建市舶提舉司志』 嘉靖三十四年（一五五五）後序

民國二十八年刊

黃仲昭等『八閩通志』 弘治四年（一四九二） 福建人民出版社

社 校点本 一九九〇年

林嫌等纂修『福州府志』 万曆二十四年（二五九六） 北京

書目文獻出版社 日本藏中国罕見地方志叢刊 一九九〇年

（『万曆福州府志』）

何喬遠等『閩書』 崇禎四年（一六三一） 福建人民出版社

校点本 一九九四年

謝道承等纂修『福建通志』 乾隆二年（一七三七） 江蘇広陵

古籍刻印本 一九八九年（『乾隆福建通志』）

魯曾煜等纂修『福州府志』 乾隆十九年（二七五四） 台北

成文出版社 中国方志叢書七十二号 一九六七年（『乾隆福州

府志』）

陳寿祺等纂修『福建通志』 同治十年（一八七一） 台北 華

文書局 中国省志彙編之九 一九六八年（『同治福建通志』）

趙汝适『諸蕃志』 宝慶元年（一二二五）自序（馮承鈞『諸蕃志

校注』 一九四〇年、台湾 商務印書館 一九七〇年）

汪大淵『島夷誌略』 至正九年（一三四九）撰（蘇繼頤『島夷誌

略校釈』北京 中華書局 一九八一年）

陳誠『西域行程記』『西域番国志』永樂十三年（一四一五）頃

（周連寬校注『西域行程記』『西域番国志』北京 中華書局

一九九一年）

馬欽『瀛涯勝覽』永樂十四年（一四一六）自序 景泰二年（一

四五二）加筆（馮承鈞『瀛涯勝覽校注』一九三五年、北京

中華書局 一九五五年）

鞏珍『西洋番国志』宣德九年（一四三四）自序（向達校注『西

洋番国志』北京 中華書局 一九六一年）

費信『星槎勝覽』正統元年（一四三六）自序（馮承鈞『星槎勝

覽校注』一九三八年、北京 中華書局 一九五四年）

李賢等撰『大明一統志』天順五年（一四六一）刊（西安 三秦

出版社 司禮監官刻初印本影印 一九九〇年）

黃省曾『西洋朝貢典錄』正德十五年（一五二〇）自序（謝方校

注『西洋朝貢典錄』北京 中華書局 一九八二年）

黃衷『海語』嘉靖十五年（一五三六）自序（台湾 學生書局

嶺南遺書本影印 一九七五年）

嚴從簡『殊域周咨錄』万曆二年（一五七四）自序（余思黎点校

『殊域周咨錄』北京 中華書局 一九九三年）

羅日駉『咸賓錄』万曆十九年（一五九二）序

張燮『東西洋考』万曆四十六年（一六一八）序（謝方点校『東

西洋考』北京 中華書局 一九八一年）

茅元儀『武備志』卷二四〇「鄭和航海図」天啓元年（一六二一）

自序（向達整理『鄭和航海図』北京 中華書局 一九六一年）

茅瑞徵『皇明象胥錄』崇禎二年（一六二九）序

何喬遠『名山藏』崇禎十三年（一六四〇）序

『朝鮮王朝実録』韓國国史編纂委員會 一九五五—五八年（太

白山史庫本）

日本史料集成編纂會編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集

成 李朝実録之部』（国書刊行会 昭和五十一年以後 既刊

十一冊）

『訓読吏文 附吏文輯覽』国書刊行会 昭和五十年（『訓読吏

文』）

向象賢『中山世鑑』順治七年（一六五〇） 琉球史料叢書五

井上書房復刻版 一九六二年（『世鑑』）

蔡鐸『中山世譜』康熙四十年（一七〇一） 沖縄県教育委員会

『蔡鐸本中山世譜』一九七三年（『蔡鐸本世譜』）

蔡温『中山世譜』雍正三年（一七二五） 琉球史料叢書四（『蔡

温本世譜』）

鄭秉哲『球陽』乾隆十年（一七四五） 球陽研究会編『球陽・

原文編』角川書店 一九七四年

『琉球国由来記』康熙五十二年（一七二三） 琉球史料叢書一

・二（『由来記』）

『琉球国旧記』雍正九年（一七三一） 琉球史料叢書三（『旧

記』）

『那覇市史 資料篇第一卷五・六・七・八 家譜資料（一）

（二）（三）（四）』 一九七六年—八三年（『家譜（一）（二）

（三）（四）』）